

「授乳・おむつ替えテント」貸与基準

第1 目的

この基準は、乳幼児のおむつ交換又は授乳を行うスペースとして、「授乳・おむつ替えテント」（以下「テント」という。）を市内で開催される事業又は行事の主催者に無償貸与することにより、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境を整えとともに、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを推進することを目的とする。

第2 対象者

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を希望する者に対してテントを貸し出すことができる。ただし、同一時期に使用希望が重複した場合は、先着順とする。

- (1) 市が主催し、又は共催するイベント等を開催する場合
- (2) 学校、住民自治組織、NPO法人、社会福祉法人等の公共的団体が、イベント等を開催する場合
- (3) 民間企業等が社会的貢献活動等の公益的な目的で、イベント等を開催する場合
- (4) その他のイベント等で特に市長が認める場合

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、テントを貸し出さない。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (5) 営利目的で使用するおそれがあるとき。
- (6) その他市長が不相当と認めるとき。

第3 貸与の申請等

テントを借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「授乳・おむつ替えテント」貸与承認申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する10日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第4 貸与の承認等

市長は、第3第1項の規定による申請を受けてその内容を審査し、貸与を承認するときは、「授乳・おむつ替えテント」貸与承認通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、貸与条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、貸与を承認しないときは、「授乳・おむつ替えテント」貸与不承認通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

第5 貸与期間等

「授乳・おむつ替えテント」の貸与期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に必要

と認めるときは、この限りでない。

- 2 第4第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、テントの借受け及び返却を貸与期間内に行わなければならない。

第6 貸与料

テントの貸与料は、無料とする。

第7 貸与上の遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的を十分理解した上で使用すること。
- (2) 貸与承認を受けた内容のみに使用し、市長が付した貸与条件に従うこと。
- (3) テントを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 貸与に伴う搬出及び搬入は、使用者が直接行うこと。
- (5) 適正な管理及び使用をし、利用者の安心・安全に配慮すること。
- (6) 返却の際は、「授乳・おむつ替えテント」使用報告書（第5号様式）を市に提出し、破損、汚損等がないか、市の点検を受けること。
- (7) テントを破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理又は修復をすること。この場合において、修理又は修復が困難な状態までに破損した場合は、使用者が実費弁償すること。

第8 貸与の承認の取消し

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸与の承認を取り消すことができる。

- (1) この基準に違反したとき。
 - (2) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により貸与の承認を取り消したときは、「授乳・おむつ替えテント」貸与承認取消書（第4号様式。以下「貸与承認取消書」という。）により当該使用者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により貸与の承認を取り消された者は、貸与承認取消書の通知を受けた日以後、テントを使用してはならない。

第9 責任の制限

第8の規定によりテントの貸与の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じた場合でも、市は、その責めを負わない。

- 2 テントの使用によって使用者が被害を受けた場合又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この基準は、平成28年12月19日から施行する。

第1号様式（第3関係）

「授乳・おむつ替えテント」貸与承認申請書

年 月 日

あきる野市長 殿

申請者 団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

印

「授乳・おむつ替えテント」貸与基準第3第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸与希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与希望場所	
使用目的 及 び 使用 方 法	※イベント等の開催内容がわかる資料（チラシ等）を添付して下さい。
貸与希望備品	<input type="checkbox"/> 授乳用椅子（折りたたみ式サイドテーブル付き） <input type="checkbox"/> ベビーベッド <input type="checkbox"/> おむつ交換シート <input type="checkbox"/> ランタン <input type="checkbox"/> 充電式扇風機
連 絡 先	（担当者） （電話番号）

誓 約 書

私は、「授乳・おむつ替えテント」貸与基準を遵守し、貸与期間中に起こった「授乳・おむつ替えテント」に関する事故等については、いかなる場合においても私が責任を負うことを誓います。

申請者

印

第2号様式（第4関係）

「授乳・おむつ替えテント」貸与承認通知書

年 月 日

殿

あきる野市長

平成 年 月 日付けで申請のありました件について、「授乳・おむつ替えテント」貸与基準第4第1項の規定により、次のとおり承認します。

貸与承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸与場所	
使用目的 及 使用 方法	
貸与する備品	<input type="checkbox"/> 授乳用椅子（折りたたみ式サイドテーブル付き） <input type="checkbox"/> ベビーベッド <input type="checkbox"/> おむつ交換シート <input type="checkbox"/> ランタン <input type="checkbox"/> 充電式扇風機

貸与条件

- 1 「授乳・おむつ替えテント」貸与基準第1の目的以外に使用してはならない。
- 2 貸与を受ける権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 承認を受けた団体は、正しい方法で管理し、使用によって生じた事故については、一切の責任を負わなければならない。
- 4 貸与された備品を汚損若しくは破損又は紛失した場合は、直ちに市長に報告し、相当の代価をもって損害を弁償しなければならない。
- 5 貸与承認期間内に返却しなければならない。
- 6 使用者がこの条件に違反したときは、貸与の承認を取り消し、又は変更するものとする。

第3号様式（第4関係）

「授乳・おむつ替えテント」貸与不承認通知書

年 月 日

殿

あきる野市長

年 月 日付けで申請のありました件について、「授乳・おむつ替えテント」貸与基準第4第1項の規定により審査した結果、次の理由により貸与を承認できません。

理 由

担 当
電 話 番 号

第4号様式（第8関係）

「授乳・おむつ替えテント」貸与承認取消書

年 月 日

殿

あきる野市長

年 月 日付けで承認した「授乳・おむつ替えテント」の貸与については、次の理由により承認を取り消します。

なお、この通知があった日以後、「授乳・おむつ替えテント」は、使用できません。

理 由

担 当
電 話 番 号

第5号様式（第7関係）

「授乳・おむつ替えテント」使用報告書

年 月 日

あきる野市長 殿

「授乳・おむつ替えテント」を使用しましたので、下記のとおり報告します。

記

団体名	
代表者	住所
	氏名 ⑩
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
利 用 者 数	人
そ の 他	

職 員 使 用 欄	
<input type="checkbox"/> 破損確認	<input type="checkbox"/> 備品確認
<input type="checkbox"/> 汚損確認	<input type="checkbox"/> 返却期限
<input type="checkbox"/> 紛失確認	<input type="checkbox"/>